資料２

他都市等の放課後施策の事例について

【横浜市】

１．経緯

・昭和３８年度から放課後児童健全育成事業を実施している（有料）が、その大半が民間、町内会館、保育園・幼稚園等の学校外の施設
・平成５年度から全児童施策として、学校施設を活用した「はまっ子ふれあいスクール事業」を実施し、全小学校に広めた
・平成１６年度から留守家庭児童を対象としたプログラムを取り入れた「放課後キッズクラブ事業」を実施し、随時、はまっ子ふれあいスクール事業から転換している
※１８年度から、はまっ子ふれあいスクール事業についても、19 時までの充実型を実施
・現状では、放課後児童健全育成事業（学校施設外）、はまっ子ふれあいスクール事業、放課後キッズクラブ事業が並立している状態。

２．事業概要

（１）放課後キッズクラブ事業

・実施方式：原則として公募により選定した運営法人に補助
・対　　象：小学１～６年生の全児童（１７時以降は１～３年生の留守家庭児童）
・実施時間：平日は事業終了～ 19:00、土曜・長期休業中は 8:30 ～ 19:00
・料　　金：無料、１７時以降は 5,000 円／月、800 円／回、おやつ代等実費
・施　　設：静かに過ごすスペースと元気に遊ぶスペースの二部屋と校庭、体育館等
・指導員等：主任指導員（常勤）１名、指導員（常勤）１名、補助指導員（時給）必要数
・登 録 率：５２．８％（平成１８年１１月末現在）

授業終了	17:00	19:00
無料（全児童対象）		有料 5,000 円／月 800 円／回 （留守家庭児童対象）

静かに過ごすスペース

元気に遊ぶスペース

【世田谷区】

１．経緯

・昭和３９年度から、学校施設を活用し放課後児童健全育成事業（無料）を実施していたが、待機児童等の問題を抱えていた。
・平成７年度から放課後全児童施策として、学校施設を活用した「ＢＯＰ（Base of Playng）事業を開始。
・平成１１年度から、ＢＯＰ事業に放課後児童健全育成事業の機能を併せ持った新ＢＯＰ事業を実施し、１７年度から全小学校で実施。

２．事業概要

（１）新ＢＯＰ

・実施方式：児童館が１～６校ずつの新ＢＯＰを管理する形で、区の直営
・対　　象：①ＢＯＰ　小学１～６年生の全児童
　　②新ＢＯＰ内学童クラブ　小学１～３年生の留守家庭児童
・料　　金：無料、新ＢＯＰ内学童クラブはおやつ代等実費
・実施時間：①ＢＯＰ　平日は授業終了～ 17:00（冬季は～ 16:30)、土曜・長期休業中は 8:30 ～ 17:00（冬季は～ 16:30）
　　②新ＢＯＰ内学童保育　平日は授業終了～ 18:00、土曜・長期休業中は 8:30 ～ 18:00
・施　　設：２教室分を基本に、校庭、体育館なども使用
・指導員等：事務局長（非常勤）１名、児童指導職員（常勤、区職員で児童館の職員を兼ねる）１名、新ＢＯＰ指導員（非常勤）必要数、臨時職員
・登 録 率：８５．５％（平成１８年度）

授業終了　17:00　18:00

ＢＯＰ　無料（全児童対象）

新ＢＯＰ内学童クラブ　無料（留守家庭児童対象）

新ＢＯＰ室

新ＢＯＰ室

【川崎市】

１．経緯

・昭和３７年から放課後児童健全育成事業を実施していた（無料）が、公設、民設など様々な形態があり、また、待機児童や未設置学区の存在、時間延長の問題など多くの課題があった。
・平成１２年度から全児童施策として、学校施設を活用した「わくわくプラザ」事業をモデル事業として開始し、平成１５年度から全校で展開。
・現在は、放課後児童健全育成事業は実施せず、わくわくプラザのみ。

２．事業概要

（1）わくわくプラザ事業

・実施方式：市が指定管理者等団体に対し、子ども文化センターの管理運営を委託し、センターの事業としてわくわくプラザを実施
・対　　象：小学１～６年生の全児童
・料　　金：無料、おやつ代等実費（希望者のみ）
・実施時間：平日は授業終了～ 18:00、土曜・長期休業中は 8:30 ～ 18:00
・施　　設：２教室分を基本に、校庭、体育館なども使用
・指導員等：子ども文化センター館長の下、スタッフリーダー（常勤）１名、チーフサポーター（時給）１名、サポーター（時給）必要数
・登 録 率：４３．２％（平成１８年度平均）

授業終了　18:00

無料（全児童対象）

わくわくプラザ室

わくわくプラザ室